

## 行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立てについて（答申）

地方自治法第238条の7第4項の規定により諮問された、諮問第6号行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立てについてにつきまして、下記のとおり答申いたします。

### 記

本件は、行政財産である旧901会議室及び市役所本庁舎敷地内の建物のうち別途協議により特定される部分についての目的外使用不許可の処分に対して異議申し立てがあったものであるが、まず、旧901会議室については、子ども会館・子どもの家の整備という行政計画を進めるため、施設解体を予定しており、地方自治法第238条の4第7項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」との規定に鑑みて、また、本庁舎敷地内の建物のうち別途協議により特定される部分については、同敷地内に職員労働組合事務所として供与できるスペースはないことから、それぞれ不許可としたものであり、ここまでの行政の事務手続に瑕疵はなく、今回の不許可処分については妥当であると考えられることから、棄却が妥当と判断する。